# 銀行法施行令等の一部を改正する政令　新旧対照条文

## 目　次


○銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）・・・

○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）・・・

○　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （外国銀行支店に関する読替え）<br>第九条　法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。<br>（略）<br>第十四条の二第二号<br>（略）<br>銀行及びその子会社<br>当該銀行<br>自己資本 | （外国銀行支店に関する読替え）<br>第九条　法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。<br>（略）<br>第十四条の二第二号<br>（略）<br>銀行及びその子会社<br>当該銀行<br>自己資本 |

| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 当該外国銀行支店に係る外国銀行 | 当該外国銀行 | 自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの |

| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 当該外国銀行支店に係る外国銀行 | 当該外国銀行 | 自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第十九条第一項 | 中間事業年度（ | 中間事業年度（当該事業年度が六月を超える場合における | 開始の日から同日以後六月を経過した日の前日 |
| | | | の四月一日から九月三十日 |
| （略） | （略） | （略） | |

（電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第十六条の九　法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法

（認定電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第十六条の十　法第五十二条の六十一の十九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

| | | | |
|---|---|---|---|
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |
| | | （新設） | （新設） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

（新設）

（新設）

二　事務所の所在地
三　役員の氏名
四　法第五十二条の六十一の十九第二号に規定する会員の氏名又は名称
2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（認定電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一　法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。
一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定
三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定
四　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定
六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定
2　法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

（新設）

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

四　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第十六条の十二　法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定電子決済等代行事業者協会の役員等（法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

（新設）

| | |
|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定 | 同法第九十五条の五の八に規定する業務 |
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第十六条の十三　電子決済等代行業者（法第二条第十八項に規定する

（新設）

電子決済等代行業者をいう。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| 第五十二条の六十一の三第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる |

| | | |
|---|---|---|
| | | 営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |
| | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一 | とき | とき（国内におけ |

| | | |
|---|---|---|
| の七第一項第五号 | | る営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第十六条の十四　法第五十二条の六十二第一項第二号及び第四号ニ、第五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第十六条の十六各号に掲げる指定

（異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合）

第十六条の十五　（略）

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十六　法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

七　（略）

八　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九・十　（略）

十一　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三　（略）

第十六条の九　法第五十二条の六十二第一項第二号及び第四号ニ、第五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第十六条の十一各号に掲げる指定

（異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合）

第十六条の十　（略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一　法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定

七　（略）

八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

九・十　（略）

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三　（略）

第十七条の五　次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報

（新設）

告及び資料の提出の命令

八　法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

○　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第二十八条の四　法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～四　（略）<br>五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>六　（略）<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>八～十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第二十八条の四　法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～四　（略）<br>五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定<br>六　（略）<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定<br>八～十三　（略） |

○　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>第一章～第四章　（略）<br>第五章　特定信用事業電子決済等代行業（第四十九条の二―第四十九条の七）<br>第六章　指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）<br>第七章　監督（第五十五条）<br>第八章　雑則（第五十六条―第六十四条）<br>附則 | 目次<br>第一章～第四章　（略）<br>第五章　指定紛争解決機関（第五十条―第五十四条）<br>第六章　監督（第五十五条）<br>第七章　雑則（第五十六条―第六十三条）<br>附則 |
| 第五章　特定信用事業電子決済等代行業 | （新設） |
| （認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定の申請）<br>第四十九条の二　法第九十二条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。<br>一　名称<br>二　事務所の所在地<br>三　役員の氏名<br>四　法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員の氏名又は名称 | （新設） |

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）

第四十九条の三　法第九十二条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（農業協同組合法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（新設）

（登録の基準となる法律の範囲）

第四十九条の四　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（名称の使用制限の適用除外）

（新設）

第四十九条の五　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定

二　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

四　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

三　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

四　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協

（新設）

会

五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（目的外利用の禁止の適用除外）

第四十九条の六　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| 認定 | 業務 |
| --- | --- |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に | 同法第六条の五の八に規定する業 |

（新設）

| | |
|---|---|
| 関する法律第六条の五の七の認定 | 務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 銀行法第五十二条の六十一の十九の認定 | 同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務 |
| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定 | 同法第九十五条の五の八に規定する業務 |
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第四十九条の七　外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者を

（新設）

いう。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| 第五十二条の六十一の三第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |

| | | |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |
| | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われて |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | とき | | |
| | 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | 事務所 | | |
| | 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | |
| いる者を含む。） | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人 | 国内における営業所 | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

第六章　指定紛争解決機関

（名称の使用制限の適用除外）

第五十二条　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四　（略）

五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

六　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

八～十　（略）

十一　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三　（略）

第七章　監督

第八章　雑則

---

第五章　指定紛争解決機関

（名称の使用制限の適用除外）

第五十二条　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四　（略）

五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

八～十　（略）

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三　（略）

第六章　監督

第七章　雑則

（主務大臣等）

第五十六条　この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条、第三十二条及び第四十九条の二第一項に規定する主務大臣　農林水産大臣及び内閣総理大臣

二　（略）

2　（略）

（権限の委任）

第五十九条　（略）

2　法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一～九　（略）

第六十条　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用

---

（主務大臣等）

第五十六条　この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　第三条、第四条、第十条第十一項第五号、第三十一条及び第三十二条に規定する主務大臣　農林水産大臣及び内閣総理大臣

二　（略）

2　（略）

（権限の委任）

第五十九条　（略）

2　法第九十八条第十三項の規定及び第六十一条の規定により金融庁長官に委任された権限（次条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一～九　（略）

第六十条　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用

事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいい、法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一～十　（略）

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3～5　（略）

第六十一条　長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住

---

事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいい、法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5　（略）

（新設）

所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第九十二条の五の八第三項の規定及び法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第

五項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第九十二条の五の八第四項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第六十二条　（略）

（都道府県が処理する事務）

第六十三条　（略）

（事務の区分）

第六十四条　（略）

第六十一条　（略）

（都道府県が処理する事務）

第六十二条　（略）

（事務の区分）

第六十三条　（略）

○　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （認定投資者保護団体の認定の申請）<br>第十八条の四の十五　（略）<br>２～４　（略）<br>５　第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。 | （認定投資者保護団体の認定の申請）<br>第十八条の四の十五　（略）<br>２～４　（略）<br>５　第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。 |

| | | |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等及び同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者 | 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介 | |

| | | |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等及び同法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者 | 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介 | |

（略）

（略）

（略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十九条の九　法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

七　（略）

八　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九～十三　（略）

（略）

（略）

（略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十九条の九　法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

七　（略）

八　労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定

九～十三　（略）

○　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）<br>第九条の七　法第八十五条の九の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。<br>一　名称<br>二　事務所の所在地<br>三　役員の氏名<br>四　法第八十五条の九第二号に規定する協会員の氏名又は名称<br>2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。 | （新設） |
| （紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）<br>第九条の八　法第八十五条の十二第一項第二号及び第四号ニ並びに法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　第十三条の八各号に掲げる指定 | （紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）<br>第九条の七　法第八十五条の四第一項第二号及び第四号ニ並びに法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　第十三条の四各号に掲げる指定 |

（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）

第九条の九　法第八十五条の十二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二　法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～八　（略）

2　前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同条第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以

（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）

第九条の八　法第八十五条の四第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二　法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項及び次条において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～八　（略）

2　前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者

外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5　（略）

第十条の三　次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2～5　（略）

---

で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5　（略）

第十条の三　次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2～5　（略）

第十条の四　次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第八十五条の十一第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十

（新設）

一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第八十五条の十一第二項及び第八十七条第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第八十五条の十一第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検

査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条　法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（

（銀行法を準用する場合の読替え）

第十三条　法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（信用

信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第十二条の三第一項第二号 | 銀行業務 | 金庫業務（信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する金庫業務をいう。） |
| （略） | （略） | （略） |

2～4　（略）

5　法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

---

金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 第十二条の三第一項第二号 | 銀行業務 | 金庫業務（信用金庫法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務をいう。） |
| （略） | （略） | （略） |

2～4　（略）

（新設）

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| 第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ | 信用金庫法、労働金庫法 | 労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） |
| 第五十二条の六十一の二十五第二項 | 認定業務 | 認定業務（信用金庫法第八十五条の九に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。） |

6　法第八十九条第九項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |

5　法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| （信用金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）<br>第十三条の四　法第八十九条第七項において準用する銀行法（次条から第十三条の七までにおいて「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。<br>一　中小企業等協同組合法<br>二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号） | （新設） | （略） |
| （認定信用金庫電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）<br>第十三条の五　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。<br>一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定<br>二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定<br>三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定<br>四　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定 | （新設） | （略） |

五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

四　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第十三条の六　銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電

（新設）

子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| | |
|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定 | 同法第九十五条の五の八に規定する業務 |

| | |
|---|---|
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第十三条の七　信用金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の三第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在 |

（新設）

| | | |
|---|---|---|
| | | 地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |

| | | |
|---|---|---|
| | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場 | 日本における代表 |

| | |
|---|---|
| 合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 者若しくは代理人の所在 |
| （指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）<br>第十三条の八　法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定<br>七　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>八～十　（略）<br>十一　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定<br>十二・十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第十三条の四　法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定<br>八～十　（略）<br>十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定<br>十二・十三　（略） |

○　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表第二（第五条、第五条の二関係）<br>一～三　（略）<br>四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供<br>五・六　（略） | 別表第二（第五条、第五条の二関係）<br>一～三　（略）<br>四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農業協同組合法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供<br>五・六　（略） |

七　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第百二十一条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第百二十一条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第百二十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第百二十一条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第百二十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二　（略）

八　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の三第一項に規定する信用

七　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第百二十一条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び水産業協同組合法第百二十一条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

七の二　（略）

八　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）

協同組合電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用協同組合電子決済等代行業者」という。）が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供

九～十七　（略）

十八　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、信用金庫法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九～二十一　（略）

二十二　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規

九～十七　（略）

十八　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十九～二十一　（略）

二十二　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者が行う同条第二項に規

定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「労働金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供、同法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供及び同法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三～二十八　（略）

二十九　銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同条第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、電子決済等代行業者が行う同法第二条第十七項に規定する役務の提供、同条第二十項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十四項に規定する役務の提供及び同法第四十七条

定する役務の提供又は同法第九十四条第三項において準用する同条第四項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十三～二十八　（略）

二十九　銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同条第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第二条第十七項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十一項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは

第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

三十～四十三　（略）

四十四　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「農林中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十五・四十六　（略）

四十七　株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する販売若しく

第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

三十～四十三　（略）

四十四　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十五条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供

四十五・四十六　（略）

四十七　株式会社商工組合中央金庫が行う株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項、第三項、第四項若しくは第七項若しくは第三十三条に規定する販売若しく

| | |
|---|---|
| は役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同法第六十条の三十二第五項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六十条の二第一項に規定する役務の提供 | は役務の提供又は同法第二十一条第四項若しくは第七項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供 |
| 四十八～五十　（略） | 四十八～五十　（略） |

○　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （銀行法を準用する場合の読替え）<br>第五条　法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手 | （銀行法を準用する場合の読替え）<br>第五条　法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手 |

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十三条第六項 | 第二条第十一項 | 長期信用銀行法第十三条の二第三項 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十六条第十九号 | 第五十二条の六十二第一項 | 長期信用銀行法第十六条の八第一項 |
| （略） | （略） | （略） |

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十三条第五項 | 第二条第十一項 | 長期信用銀行法第十三条の二第三項 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十六条第十三号 | 第五十二条の六十二第一項 | 長期信用銀行法第十六条の八第一項 |
| （略） | （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| 2～4　（略） | 2～4　（略） |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第六条の五の二　法第十七条において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>八～十一　（略）<br>十二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定<br>十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第六条の五の二　法第十七条において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定<br>八～十一　（略）<br>十二　信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定<br>十三　（略） |

○　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （信用協同組合等の特定関係者）<br>第三条の二　銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。<br>一　（略）<br>二　当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項、次条第一項、第五条の十三及び第七条第二項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）<br>三・四　（略）<br>２・３　（略）<br>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）<br>第五条の五　法第六条の五第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | （信用協同組合等の特定関係者）<br>第三条の二　銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。<br>一　（略）<br>二　当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項、次条第一項、第五条の七及び第七条第二項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）<br>三・四　（略）<br>２・３　（略）<br>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）<br>第五条の五　法第六条の五第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。 |

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十二条の六十一第二項 | 第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで | 第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第六条の五の十一 |

2　（略）

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第五条の七　法第六条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第六条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第五十二条の六十一第二項 | 第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで | 第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第六条の五の二 |

2　（略）

（新設）

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の読替え）

第五条の八　法第六条の五の十第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| 第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ | 協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法 | 信用金庫法、労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） |
| 第五十二条の六十一の二十五第二項 | 認定業務 | 認定業務（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の |

（新設）

| | |
|---|---|
| | 六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。） |

（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五条の九　法第六条の五の十第一項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第五条の十一（同条の表を除く。）、第五条の十二及び第九条において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の十　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定

（新設）

（新設）

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
四　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定
五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定
六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。
一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
三　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会
四　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会
五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会
六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務

に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第五条の十一　銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の役員等（銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| | |
|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 銀行法第五十二条の六十一の十九の認定 | 同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務 |

（新設）

| | |
|---|---|
| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定 | 同法第九十五条の五の八に規定する業務 |
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第五条の十二　信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第九条第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の三第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人に |

（新設）

| | | |
|---|---|---|
| | | あつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |
| | | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| | 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| | 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあっては、日本におけ |

| | | |
|---|---|---|
| | | る代表者又は代理人 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の十三　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条に

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の七　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条におい

おいて「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

２　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五条の十四　（略）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五条の十五　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第六条の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三　（略）

２　（略）

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第五条の十六　法第六条の五の十一の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|

---

て「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

２　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五条の八　（略）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五条の九　準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定預金等契約（法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三　（略）

２　（略）

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第五条の十　法第六条の五の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える金融商品取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|

（略）

（略）

（略）

（権限の委任）

第七条　法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～八　（略）

２・３　（略）

第八条　次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支

（略）

（略）

（略）

（権限の委任）

第七条　法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～八　（略）

２・３　（略）

第七条の二　次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財

局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2～5　（略）

第九条　次に掲げる長官権限は、登録申請者（銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第六条の五の九第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一

務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2～5　（略）

（新設）

の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第六条の五の九第二項及び第七条の二第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第六条の五の九第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用協同組合電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立

入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

○　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）<br>第二条　法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（第五条から第六条まで、第八条から第十条の二まで及び第十一条において「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。 | （出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）<br>第二条　法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五条から第六条まで及び第八条から第十一条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。 |
| （認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）<br>第四条の七　法第八十九条の十の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。<br>一　名称<br>二　事務所の所在地<br>三　役員の氏名 | （新設） |

四　法第八十九条の十第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四条の八　法第八十九条の十三第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第七条の二の七各号に掲げる指定

（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）

第四条の九　法第八十九条の十三第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条　法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるの

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四条の七　法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　第七条の二の三各号に掲げる指定

（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）

第四条の八　法第八十九条の五第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条　法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるの

は「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第十二条の三第一項第二号 | 銀行業務 | 金庫業務（労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務をいう。） |
| （略） | （略） | （略） |

は「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |
| 第十二条の三第一項第二号 | 銀行業務 | 金庫業務（労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務をいう。） |
| （略） | （略） | （略） |

2・3　（略）

4　法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| 第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ | 労働金庫法 | 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） |
| 第五十二条の六十一の二十五第二項 | 認定業務 | 認定業務（労働金庫法第八十九条の十に規定する認定業務をいう。以下同じ。） |

5　法第九十四条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2・3　（略）

（新設）

4　法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |

（労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第七条の二の三　法第九十四条第五項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第七条の二の五（同条の表を除く。）、第七条の二の六及び第十条の三において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定

三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百

（新設）

（新設）

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| --- | --- | --- |
| （略） | （略） | （略） |

八十三号）第六条の五の七の規定による認定

四　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

四　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第七条の二の五　銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| | |
|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務 |
| 銀行法第五十二条の六十一の十九の認定 | 同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務 |
| 農林中央金庫法第九十五条 | 同法第九十五条の五の八に規定す |

（新設）

| | |
|---|---|
| の五の七の認定 | る業務 |
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第七条の二の六　労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の三第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本に |

（新設）

| | | |
|---|---|---|
| | 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 |
| | | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |

| | | |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |
| | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 国内における営業所 | 人 |
| | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 | |

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の七　法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八～十　（略）

十一　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

（名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の三　法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

八～十　（略）

十一　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三　（略）

（権限の委任）

第十条　法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

三　（略）

第十条の二　次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支

十二・十三　（略）

（権限の委任）

第十条　法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（次条第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

三　（略）

第十条の二　次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合については、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号

局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2～5　（略）

第十条の三　次に掲げる長官権限は、登録申請者（銀行法第五十二条の六十一の三に規定する登録申請者をいう。）又は労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は労働金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第八十九条の十二第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

2～5　（略）

（新設）

五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
六　法第八十九条の十二第二項及び第九十一条第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
七　銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
八　銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
九　銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
十　法第八十九条の十二第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
十一　銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、労働金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又

は福岡財務支局長は、当該労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

○　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第四条の四　法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>九～十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第四条の四　法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定<br>九～十三　（略） |

○　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第十五条　法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けたものとする。<br>一～四　（略）<br>五　信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>六　（略）<br>七　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>八～十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第十五条　法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けたものとする。<br>一～四　（略）<br>五　信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定<br>六　（略）<br>七　労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定<br>八～十三　（略） |

○　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定の申請）<br>第二十四条の六の二　法第百二十一条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。<br>一　名称<br>二　事務所の所在地<br>三　役員の氏名<br>四　法第百二十一条の五の六第二号に規定する協会員の氏名又は名称<br>2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。 | （新設） |
| （特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）<br>第二十四条の六の三　法第百二十一条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「農業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六 | （新設） |

年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（水産業協同組合法第百二十一条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第二十四条の六の四　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第二十四条の六の五　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

（新設）

（新設）

四　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五　農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

三　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

四　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第二十四条の六の六　法第百二十一条の五の九第一項において準用す

（新設）

る銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であって、当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等（法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| 認定 | 業務 |
| --- | --- |
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 銀行法第五十二条の六十一の十九の認定 | 同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務 |

| | |
|---|---|
| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定 | 同法第九十五条の五の八に規定する業務 |
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第二十四条の六の七　外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百二十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第二十八条の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える法第百二十一条の五の九第一項において準用する | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|

（新設）

| 銀行法の規定 | | |
| --- | --- | --- |
| 第五十二条の六十一の三第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） | |
| 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき | |
| | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） | |
| 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） | |
| 第五十二条の六十一 | 事務所 | 事務所の連絡先及 | |

| | | |
|---|---|---|
| の八第一項第四号 | | び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第二十四条の九　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四　（略）

五　信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

（名称の使用制限の適用除外）

第二十四条の九　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四　（略）

五　信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定

六　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

八～十三　（略）

（権限の委任）

第二十八条　法第百二十七条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一～三　（略）

第二十八条の二　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用事業代理業者（法第百二十一条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、

六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

八～十三　（略）

（権限の委任）

第二十八条　法第百二十七条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限（次条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一～三　（略）

第二十八条の二　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用事業代理業者（法第百二十一条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、

第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一～十　（略）

２　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

３～５　（略）

第二十八条の三　長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十　（略）

２　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３～５　（略）

（新設）

一　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第百二十一条の五の八第三項の規定及び法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第百二十一条の五の八第二項の規定並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十

二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第百二十一条の五の八第四項の規定並びに法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3　前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことがで

きる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

○　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第四十四条の九　法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定<br>九～十二　（略）<br>十三　資金決済に関する法律第九十九条第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定 | （名称の使用制限の適用除外）<br>第四十四条の九　法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定<br>九～十二　（略）<br>十三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定 |

○　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 附則<br>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）<br>第十三条　法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。<br>２～９　（略）<br>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法以外の法令の適用関係）<br>第十六条　法附則第三十三条第二項の政令で定める法令は、次のとおりとする。<br>一　農業協同組合法（第五章の二（第九十二条の五の五を除く。以下この号において同じ。）、第九十七条の二、第九十八条第二項から第五項まで、第十二項本文、第十三項及び第十四項並びに第九章（第五章の二に係る部分に限る。）に限る。）<br>一の二　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号） | 附則<br>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）<br>第十三条　法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の二の三から第五十二条の二の十までの規定とする。<br>２～９　（略）<br>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法以外の法令の適用関係）<br>第十六条　法附則第三十三条第二項の政令で定める法令は、次のとおりとする。<br>（新設）<br>一　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号） |

二～九の二　（略）

九の三　銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）（附則第三条、第十条及び第十一条に限る。）

十～十四　（略）

十五　銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第号）（附則第六条から第八条までに限る。）

2　法附則第三十三条第二項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の二第二項 | 貯金者に | 預金者に |
| 農業協同組合法第九十二条の五の二第二項第一号 | 貯金の | 預金の |
| | 貯金者 | 預金者 |

二～九の二　（略）

（新設）

十～十四　（略）

（新設）

2　法附則第三十三条第二項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の二第二項第二号 | 貯金又は定期積金 | 貯金者等の | 貯金者等に | 預金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等 | 同条第五項に規定する預金者等の |
| 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項 | 若しくは農林中央金庫法 | 又は | | 又は | |
| 農業協同組合法第九十二条の五の八第六項 | から前条まで | 規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五の五及び第九十五条の五の六の規定 | | 、第九十二条の五の四及び前二条 | 規定 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の九第二項 | 中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法 | 農林中央金庫法若しくはこれらの法律 | 農業協同組合法第九十二条の五の七第三号 | | |
| 組織再編成促進特別措置法第十五条第一項 | （略） | （略） | （略） | 及び第二項並びに | 同法第九十二条の五の七第三号 |
| | （略） | （略） | （略） | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |
| 組織再編成促進特別措置法第十五条第一項 | 第八条 | 第二十四条第二項 | 第二条第三項に規定する信用事業 | 附則第三十条第一項 | 附則第三十一条第一項 |
| | 附則第三十条第一項 | 附則第三十一条第一項 | 附則第二十七条第二号に規定する特定業務（次項において「特定業務」という。）に係る事業 | （新設） | （新設） |

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |

（特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係）

第十八条　特定承継会社について金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の規定を適用する場合においては、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「）第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項（農林中央

| | | |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |

（特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係）

第十八条　特定承継会社について金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の規定を適用する場合においては、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「）第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項（農林中央

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）」と、同令第五条第一項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第十九条第一項第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特定承継会社」という。）の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ナ」とあるのは「前条第一項第六号ニ及びナ」とする。

金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）」と、同令第五条第一項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社（第十九条第一項第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特定承継会社」という。）の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ツ」とあるのは「前条第一項第六号ニ及びツ」とする。

○　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定顧客）<br>第十条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。<br>一～四　（略）<br>五　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一<br>六～十三　（略） | （特定顧客）<br>第十条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。<br>一～四　（略）<br>五　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二<br>六～十三　（略） |

○　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）<br>第四十九条　法第九十五条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。<br>一　名称<br>二　事務所の所在地<br>三　役員の氏名<br>四　法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称<br>2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。<br>（農林中央金庫電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）<br>第五十条　法第九十五条の五の十第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農林中央金庫法」とあるのは「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（農林中央金庫法第九十五条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八 | （新設）<br><br>（新設） |

第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（農林中央金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五十一条　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五十二条　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定

三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

四　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

五　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

（新設）

（新設）

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

四　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

五　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第五十三条　法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協

（新設）

会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であって、当該認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| 認定 | 業務 |
| --- | --- |
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 |
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 銀行法第五十二条の六十一 | 同法第五十二条の六十一の二十に |

| | |
|---|---|
| の十九の認定 | 規定する業務 |
| 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定 | 同法第六十条の二十二に規定する業務 |

（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第五十四条　外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる同条第一項に規定する電子決済等代行業者を含む。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一 | 氏名 | 氏名及び外国に住 |

（新設）

| | | |
|---|---|---|
| の三第一項第一号 | | 所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第五十二条の六十一の三第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の三第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第五十二条の六十一の七第一項第三号 | 役員 | 役員（外国の法令上これと同様に取 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 決定により解散したとき | 第五十二条の六十一の七第一項第四号 | |
| | 破産管財人 | | |
| り扱われている者を含む。） | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき | | |
| | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） | | |
| | とき | 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | |
| | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） | | |
| | 事務所 | 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | |
| | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつ | | |

| | | |
|---|---|---|
| ては、日本における代表者又は代理人 | 国内における営業所 | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） |

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第五十五条　（略）

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第五十六条　法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四十九条　（略）

（名称の使用制限の適用除外）

第五十条　法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五　（略）

六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の

十二第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九～十三　（略）

（指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第五十七条　（略）

四第一項の規定による指定

七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定

八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定

九～十三　（略）

（指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第五十一条　（略）

○　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第十八条の五　法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～　五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>九～十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第十八条の五　法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定<br>九～十三　（略） |

○　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （主務大臣の監督）<br>第十六条　この政令における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第十二条第二項、第十三条及び第十八条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。<br>２　この政令における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第六条第五項、第八項及び第九項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第九条第一項、第十条並びに第十八条第二項に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。<br>３　内閣総理大臣は、第十二条第二項、第十三条及び第十八条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。<br>４・５　（略）<br>６　前項の規定により、商工組合中央金庫の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、商工組合中央金庫の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。<br>７　法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限の | （主務大臣の監督）<br>第十六条　この政令における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第十二条第二項及び第十三条に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。<br>２　この政令における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第六条第五項、第八項及び第九項、第七条第二項及び第三項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。<br>３　内閣総理大臣は、第十二条第二項及び第十三条の規定による権限を金融庁長官に委任する。<br>４・５　（略）<br>６　前項の規定により、商工組合中央金庫の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、商工組合中央金庫の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。<br>（新設） |

うち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

一　法第六十条の四第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十条の五第一項及び第六十条の七第二項の規定による登録

三　法第六十条の五第二項及び第六十条の六第二項の規定による通知

四　法第六十条の五第三項及び第六十条の三十二第三項の規定による公衆への縦覧

五　法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否

六　法第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の

九　第一項並びに第六十条の三十二第二項の規定による届出の受理
並びに法第六十条の十五の規定による報告書の受理
七　法第六十条の十六第一項及び第二項の規定による報告及び資料
の提出の命令
八　法第六十条の十七第一項及び第二項の規定による質問及び立入
検査
九　法第六十条の十八の規定による命令
十　法第六十条の十九第一項及び第二項並びに第六十条の三十二第
四項の規定による処分
十一　法第六十条の二十の規定による登録の抹消

（新設）

8　前項第七号及び第八号に掲げる権限で商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（新設）

9　前項の規定により、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又

は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第十七条　法第六十条の六第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第十八条　法第六十条の二十一の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第六十条の二十一第二号に規定する会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

（新設）

（新設）

第十九条　法第六十条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の五の六の規定による認定

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の五の六の規定による認定

三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

四　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の九の規定による認定

五　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

六　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

2　法第六十条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

四　信用金庫法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等

（新設）

代行事業者協会

五　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

六　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第二十条　法第六十条の二十七第二項に規定する政令で定める業務は、法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であって、当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等（法第六十条の二十七第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

| | | |
|---|---|---|
| 農業協同組合法第九十二条の五の六の認定 | 同法第九十二条の五の七に規定する業務 | |
| 水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定 | 同法第百二十一条の五の七に規定する業務 | |

（新設）

| | |
|---|---|
| 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定 | 同法第六条の五の八に規定する業務 |
| 信用金庫法第八十五条の九の認定 | 同法第八十五条の十に規定する業務 |
| 労働金庫法第八十九条の十の認定 | 同法第八十九条の十一に規定する業務 |
| 農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定 | 同法第九十五条の五の八に規定する業務 |

（外国法人等である商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第二十一条　商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たっての法第六十条の三十四の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|

（新設）

| | | |
|---|---|---|
| 第六十条の四第一項第一号 | 氏名 | 氏名及び外国に住所を有する個人にあっては、日本における代理人の商号、名称又は氏名 |
| 第六十条の四第一項第三号 | 所在地 | 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第六十条の四第二項第二号 | 含む。） | 含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。） |
| 第六十条の九第一項 | 役員 | 役員（外国の法令 |

| | | |
|---|---|---|
| 第三号 | | 上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第六十条の九第一項第四号 | 決定により解散したとき | 決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき |
| | 破産管財人 | 破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。） |
| 第六十条の九第一項第五号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| 第六十条の十第一項第四号 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有 |

| | | |
|---|---|---|
| | | しない場合にあっては、日本における代表者又は代理人 |
| 第六十条の十九第二項 | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

○　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第四条　法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～四　（略）<br>五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>六　（略）<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>八～十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第四条　法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～四　（略）<br>五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定<br>六　（略）<br>七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定<br>八～十三　（略） |

○　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （名称の使用制限の適用除外）<br>第二十六条　準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定<br>九～十三　（略） | （名称の使用制限の適用除外）<br>第二十六条　準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。<br>一～五　（略）<br>六　信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定<br>七　（略）<br>八　労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定<br>九～十三　（略） |

○　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （総務企画局の所掌事務）<br>第三条　総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～二十八　（略）<br>二十九　金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第一項第三号イからアまでに掲げる者（第十一条第一項第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。<br>三十～五十　（略）<br>２　（略）<br>（検査局の所掌事務）<br>第四条　検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。<br>一　金融機関（法第四条第一項第三号イ、ハ、ト及びチに掲げる者をいう。）、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号ル及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保 | （総務企画局の所掌事務）<br>第三条　総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～二十八　（略）<br>二十九　金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第一項第三号イからエまでに掲げる者（第十一条第一項第一号及び第二号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。<br>三十～五十　（略）<br>２　（略）<br>（検査局の所掌事務）<br>第四条　検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。<br>一　金融機関（法第四条第一項第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号リ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保 |

証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号リ及び第十九条第一項第六号トにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。

二　（略）

三　次に掲げる者の検査に関すること。

イ　（略）

ロ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ハ　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

ニ・ホ　（略）

ヘ　保険業法第百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条

証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。

二　（略）

三　次に掲げる者の検査に関すること。

イ　（略）

（新設）

（新設）

ロ・ハ　（略）

ニ　保険業法第百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条

第一項第一号カ及び第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ト　（略）

チ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（次条第一項第一号ヨ及び第二十二条第一項第一号ヘにおいて「指定紛争処理機関」という。）

リ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ウ、第十一条第一項第十八号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

ヌ～マ　（略）

（監督局の所掌事務）

第五条　監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ヘ　（略）

ト　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決

第一項第一号ヲ及び第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ホ　（略）

ヘ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（次条第一項第一号ワ及び第二十二条第一項第一号ヘにおいて「指定紛争処理機関」という。）

ト　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ラ、第十一条第一項第十七号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

チ～ク　（略）

（監督局の所掌事務）

第五条　監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ヘ　（略）

（新設）

済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

チ　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

リ～ラ　（略）

ム　特定金融指標算出者（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項第一号チ及び第二十三条第一項第一号チにおいて同じ。）

ウ・キ　（略）

ノ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。第十九条第一項第六号リにおいて同じ。）

オ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。第十九条第一項第六号ヌにおいて同じ。）

ク～エ　（略）

ト～ネ　（略）

ナ　特定金融指標算出者（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項第一号ヘ及び第二十三条第一項第一号チにおいて同じ。）

ラ・ム　（略）

ウ　特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。第十九条第一項第六号トにおいて同じ。）

キ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。第十九条第一項第六号チにおいて同じ。）

ノ～フ　（略）

（新設）

テ　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号レにおいて同じ。）

二～十三　（略）

2　前項の場合において、同項第一号イからヨまで、ウ、キ及びクからエまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号タからナまで、ム及びオに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ラに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

（企画課の所掌事務）

第十一条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する制度の企画及び

コ　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号ヨにおいて同じ。）

二～十三　（略）

2　前項の場合において、同項第一号イからワまで、ラ、ム及びノからフまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号カからツまで、ナ及びキに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ネに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

（企画課の所掌事務）

第十一条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（新設）

立案に関すること。

十～二十八　（略）

2　前項の場合において、同項第十三号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第二十五号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（企画審査課の所掌事務）

第十六条　企画審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　金融検査（第四条第三号ラからマまでに掲げる者に対する検査に限る。以下この号において同じ。）の結果に基づき、金融検査の相手方を所管する大臣に対し必要な報告を行うこと。

六・七　（略）

（総務課の所掌事務）

第十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ニ　（略）

ホ　信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業

九～二十七　（略）

2　前項の場合において、同項第十二号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（企画審査課の所掌事務）

第十六条　企画審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　金融検査（第四条第三号ネからクまでに掲げる者に対する検査に限る。以下この号において同じ。）の結果に基づき、金融検査の相手方を所管する大臣に対し必要な報告を行うこと。

六・七　（略）

（総務課の所掌事務）

第十九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ニ　（略）

（新設）

協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ヘ　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

ト～ラ　（略）

七～十四　（略）

2　前項の場合において、同項第六号イからチまで、ルからタまで及びソからラまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号ヌに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（銀行第一課の所掌事務）

第二十条　銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあっては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあっては前条第

（新設）

ホ～ネ　（略）

七～十四　（略）

2　前項の場合において、同項第六号イからヘまで、リからカまで及びタからネまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号チに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（銀行第一課の所掌事務）

第二十条　銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあっては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあっては前条第

一項第六号ナに掲げる者を除くものとする。

イ～ニ　（略）

ホ　電子決済等代行業を営む者

ヘ　認定電子決済等代行事業者協会

ト・チ　（略）

二　（略）

2　前項の場合において、同項第一号イからチまでに掲げる者の監督に関する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

（保険課の所掌事務）

第二十二条　保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便保険会社を、ロにあっては日本郵政株式会社を、ニにあっては第十九条第一項第六号ラに掲げる者を除くものとする。

イ～ヘ　（略）

二～六　（略）

2　（略）

（証券課の所掌事務）

第二十三条　証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ト　（略）

一項第六号ツに掲げる者を除くものとする。

イ～ニ　（略）

（新設）

（新設）

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

2　前項の場合において、同項第一号イからヘまでに掲げる者の監督に関する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

（保険課の所掌事務）

第二十二条　保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては郵便保険会社を、ロにあっては日本郵政株式会社を、ニにあっては第十九条第一項第六号ネに掲げる者を除くものとする。

イ～ヘ　（略）

二～六　（略）

2　（略）

（証券課の所掌事務）

第二十三条　証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ト　（略）

| | |
|---|---|
| チ　特定金融指標算出者（第二十条第一項第一号チに掲げる者を除く。）<br>二～四　（略）<br>2　（略） | チ　特定金融指標算出者（第二十条第一項第一号ヘに掲げる者を除く。）<br>二～四　（略）<br>2　（略） |

○　金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令<br><br>金融庁設置法第四条第一項第三号ケの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。<br>一～六　（略）<br>七　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定を受けた者<br>八　（略）<br>九　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定を受けた者<br>十～十五　（略） | 金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令<br><br>金融庁設置法第四条第一項第三号ヤの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。<br>一～六　（略）<br>七　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定を受けた者<br>八　（略）<br>九　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定を受けた者<br>十～十五　（略） |

○　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 別表第一　第一号法定受託事務（第一条関係）<br>備考　この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。<br>政令 / 事務<br>（略） / （略）<br>農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号） / 第三十二条第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六十三条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）<br>（略） / （略） | 別表第一　第一号法定受託事務（第一条関係）<br>備考　この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。<br>政令 / 事務<br>（略） / （略）<br>農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号） / 第三十二条第五項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六十二条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会に係るものに限る。）<br>（略） / （略） |

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における第十四条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の三及び第十五号の規定の適用については、同項第九号の三中「附

則第三条、第十条」とあるのは「附則第十条」と、同項第十五号中「附則第六条から第八条まで」とあるのは「附則第六条及び第七条」とする。

（電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第三条　改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「新銀行法」という。）第五十二条の六十一の二の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第四条　新銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新銀行法等の規定の読替え）

第五条　改正法附則第二条第二項の規定により新銀行法の規定を適用する場合においては、新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消す」とあるのは、「電子決済等代

行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第二条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される同条第二項」とする。

（新農業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第六条　改正法第二条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「新農業協同組合法」という。）第九十二条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第七条　新農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第八条　改正法附則第三条第二項の規定により新農業協同組合法の規定を適用する場合においては、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第三条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（新水産業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第九条　改正法第三条の規定による改正後の水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「新水産業協同組合法」という。）第百二十一条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新水産業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準

備行為）

第十条　新水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新水産業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第十一条　改正法附則第四条第二項の規定により新水産業協同組合法の規定を適用する場合においては、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第四条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（信用協同組合電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第十二条　改正法第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第

百八十三号。以下「新協同組合金融事業法」という。）第六条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十三条　新協同組合金融事業法第六条の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新協同組合金融事業法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第十四条　改正法附則第五条第二項の規定により新協同組合金融事業法の規定を適用する場合においては、新協同組合金融事業法第六条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第五条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新協同組合金融事業法第六条の

五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（信用金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第十五条　改正法第六条の規定による改正後の信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「新信用金庫法」という。）第八十五条の四第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十六条　新信用金庫法第八十五条の九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新信用金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第十七条　改正法附則第六条第二項の規定により新信用金庫法の規定を適用する場合においては、新信用金庫法第八十九条第七項及び第八項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行業の全

部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第六条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（労働金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第十八条　改正法第七条の規定による改正後の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「新労働金庫法」という。）第八十九条の五第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第十九条　新労働金庫法第八十九条の十の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新労働金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第二十条　改正法附則第七条第二項の規定により新労働金庫法の規定を適用する場合においては、新労働金庫法第九十四条第五項及び第六項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消す」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第七条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（農林中央金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第二十一条　改正法第八条の規定による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下「新農林中央金庫法」という。）第九十五条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第二十二条　新農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農林中央金庫法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え）

第二十三条　改正法附則第八条第二項の規定により新農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、新農林中央金庫法第九十五条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第八条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第二十四条　改正法第九条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号。以下「新商工組合中央金庫法」という。）第六十条の三の登録を受けようとする者は、改正法施行日前

においても、新商工組合中央金庫法第六十条の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第二十五条　新商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新商工組合中央金庫法等の規定の読替え）

第二十六条　改正法附則第九条第二項の規定により新商工組合中央金庫法の規定を適用する場合においては、新商工組合中央金庫法第六十条の十九第二項中「第六十条の三の登録を取り消す」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

２　前項の場合においては、改正法附則第九条第一項中「第六十条の十九第一項」とあるのは、「第六十条の十九第一項若しくは次項の規定により適用される同条第二項」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の項中「第六十二条第一項」を「

第六十三条第一項」に改める。